

トラック・物流Gメンとは

トラック・物流Gメンは、取引環境や労働環境の改善を実現し、大幅な輸送能力不足に直面する2030年問題の解決を目指すため国土交通省が創設した専門部隊です。「プッシュ型(積極的)情報収集」の他、違反原因行為の疑いのある荷主・元請事業者への「働きかけ」や「要請」等を行い、疑いが事実であれば、改善に向けた計画策定を指導します。

違反原因行為とは



恒常的に長い荷待ち時間

過労運転防止義務違反を招くおそれ

無理な到着時間の設定

最高速度違反を招くおそれ

過積載になるような依頼

過積載運行を招くおそれ

契約にない付帯業務・・・契約にない手作業での積込作業、ラベル貼り、検品の強要
運賃・料金の不当な据置き・・・運賃、燃料サーチャージの価格交渉に応じない
ドライバーの拘束時間超過・・・配車時刻までに荷揃えが終わってなくドライバーを待機させる
異常気象時の運行指示・・・気象警報が出ているにもかかわらず運行指示をする

トラックGメンによる荷主等への是正指導

貨物自動車運送事業法付則第1条の2に基づき、荷主等への働きかけ等を実施

違反原因行為を荷主がしている
疑いがあると認められる場合

働きかけ

荷主が違反原因行為をしていることを
疑う相当な理由がある場合

要請

要請してもなお改善
されない場合

勧告・公表

※ 荷主の行為が独占禁止法違反の疑いがある場合は、公正取引委員会へ通知

●お願い・トラック輸送をご利用いただく側の企業様は、お取引のある運送事業者様にもお声かけ下さい。・トラック事業者様は、荷主企業様(発荷主様・着荷主様)をお誘いになり、ご一緒に参加いただけますと幸いです。

9/11 物流革新2025-II
2030年物流危機を回避するために

二次元コードまたはFAX **059-225-2095**
にて 9月1日(月)までに **お申込み下さい**

お申込み①

お申込み②

会社名

人数と
参加代表者

電話
FAX



*令和7年9月11日(木)14:00~ 三重県総合文化センター 多目的ホール